

# 地区別バリアフリー基本構想（JR/京成稲毛地区）特定事業計画

6. 教育啓発特定事業 .....	1
-------------------	---

6. 教育啓発特定事業

基本構想の実施時期凡例

◆実施時期について  
 特定事業の実施時期は以下のとおりです。  
 短期：令和3～7年度  
 中期：令和8～12年度  
 長期：令和13年度以降

表記の例  
 (例) 継続的に実施していく事業  

短期	中期	長期
	継続	

  
 (例) 長期的に実施する事業、又は検討する事業  

短期	中期	長期
■	■	■

  
 (例) 中期までに実施する事業  

短期	中期	長期
■	■	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
継続的に実施するもの(期間全体を塗りつぶす)
実施時期未定(期間全体を塗りつぶす)

基本構想ページ	56
事業主体	千葉市

R4地区別基本構想(JR/京成稲毛地区)で定めた事項(変更不可)				特定事業計画											③特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況等)							
番号	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			①具体的な事業内容 (場所・規模・数量・方法等)	②具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12	R13~					
1	講演・研修	配慮が必要な人に関する正しい知識及び理解を促進するため、市職員向けの講演会や研修等を実施するほか、市民向けの福祉講話や講演の開催など、多様な人々への理解を広める。	継続			特定事業のとおり																
2	啓発・広報	各種障害者に関するマークや障害者等用駐車スペースの適正利用について、啓発・広報を行う。	継続			特定事業のとおり																
3	体験	配慮が必要な人に関する正しい知識及び理解を促進するため、市職員向けの講演会や研修等を実施するほか、市民向けの福祉講話や講演の開催など、多様な人々への理解を広める。	継続			特定事業のとおり																
④特定事業の実施に必要な資金の額及び調達方法																						
⑤その他、実施に際し配慮すべき事項、特定事業以外に実施する事項、参考写真等				各項目の具体的な事業例 <1. 講演・研修> 福祉講話の開催、ふれあいトークの開催、地域福祉交流館の運営、障害者福祉大会開催事業、心のふれあいフェスティバル開催事業、明るくらし促進事業、障害者とのスポーツ交流の促進、チバリアフリーアートプロジェクトの実施、地域精神保健福祉講演会の開催、社会福祉研修センターにおける研修等の開催、障害者相談員事業、民生委員・児童委員研修、教職員研修運営事業 <2. 啓発・広報> 障害者マークの普及、ヘルプマーク普及促進事業、障害者等用駐車区画の適正利用促進 <3. 体験> パラスポーツフェスタちば、パラスポーツ体験会、パラアスリートの学校訪問、体育・保健体育におけるパラスポーツの実施																		